

第118号議案

新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の
一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月11日

新宮町長 桐島光昭

理由

料金等算定における消費税の端数処理の対象を明確にするため、新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年新宮町条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の4項を加える。

（新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の経過措置）

2 第1条の規定による改正後の新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定は、令和8年3月31日以前から継続して処理施設を使用している者に係る使用料であって、施行後初回の計量までに算定されたものについては、なお従前の例による。

（新宮町下水道条例の経過措置）

3 第2条の規定による改正後の新宮町下水道条例第17条第1項の規定は、令和8年3月31日以前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、施行後初回の計量までに算定されたものについては、なお従前の例による。

（新宮町水道条例の経過措置）

4 第3条の規定による改正後の新宮町水道条例第25条第1項の規定は、令和8年3月31日以前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行後初回の計量までに算定されたものについては、なお従前の例による。

（新宮町簡易水道条例の経過措置）

5 第4条の規定による改正後の新宮町簡易水道条例第25条第1項の規定は、令和8年3月31日以前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行後初回の計量までに算定されたものについては、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年新宮町条例第17号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 <u>(新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の経過措置)</u></p> <p>2 第1条の規定による改正後の新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定は、令和8年3月31日以前から継続して処理施設を使用している者に係る使用料であって、施行後初回の計量までに算定されたものについては、なお従前の例による。 <u>(新宮町下水道条例の経過措置)</u></p> <p>3 第2条の規定による改正後の新宮町下水道条例第17条第1項の規定は、令和8年3月31日以前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、施行後初回の計量までに算定されたものについては、なお従前の例による。 <u>(新宮町水道条例の経過措置)</u></p> <p>4 第3条の規定による改正後の新宮町水道条例第25条第1項の規定は、令和8年3月31日以前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行後初回の計量までに算定されたものについては、なお従前の例による。 <u>(新宮町簡易水道条例の経過措置)</u></p> <p>5 第4条の規定による改正後の新宮町簡易水道条例第25条第1項の規定は、令和8年3月31日以前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行後初回の計量までに算定されたものについては、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>